



認知症の方を在宅介護している
ご家族の負担を少し軽減するために…



外出
リフレッシュ



大切な家族だけど…ずっと2人だけで一緒にいると苦しくなる…

やすらぎ支援員をご利用ください

申込先 塩尻市保健福祉センター1階 介護保険課 介護相談係

☎ 0263-54-3333 (直通)

平日 8:30~17:00 の間に
お電話ください

やすらぎ支援員とは？

認知症の基礎知識や認知症の方との接し方を学び、市にやすらぎ支援員として登録しているボランティアです。ご自宅や外出先で、認知症の方の見守りや、ご本人・ご家族の話し相手となり、ご本人やご家族がひとときのやすらげる時間を持てるよう支援します。

※ 調理や掃除などの生活支援や身体介助・介護は行うことができません。

利用料は必要？

無料です。

利用できる時間は？

週に1回程度、1回に1時間半程度です。

利用できるのはどんなひと？

市内で在宅生活している認知症の方「ご本人」と、その方を在宅介護している市内在住の「介護者」

※ 申し込み後、社協でやすらぎ支援員とのマッチングを行います。

※ マッチングの結果、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。

やすらぎ支援員をやってみたい・興味があるという方も募集しています

塩尻市やすらぎ支援員派遣事業のご案内

1 事業の目的

やすらぎ支援員の派遣により、認知症の方の見守りや、ご本人・ご家族の話し相手となり、ご本人やご家族がひとときのやすらげる時間を持てるようになることで、認知症となっても、本人や家族が地域で安心して暮らし続けていくための支援を行います。

2 対象者

塩尻市で在宅生活をしている認知症の方（ご本人）、及びその介護にあたる家族（ご家族）を対象者とします。ご本人が一人暮らしの場合、次のいずれかに該当する場合は支援を行います。

- ① 介護者が要介護者の居所へ泊まり込むあるいは通いにより介護を行っている場合
- ② 市内又は隣接する市町村の範囲内で緊急連絡先を有する場合
- ③ 介護事業所や地域包括支援センター等がやすらぎ支援員派遣に関する緊急連絡先を引き受けている場合

3 やすらぎ支援員の派遣を受けたい場合

- ① やすらぎ支援員の派遣を希望する方は、市役所介護保険課、各地域包括支援センター、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）へご相談ください。申請書を市に提出していただきます。
- ② 申請が許可された場合は、申請者宛に決定通知が送付されます。その後やすらぎ支援員コーディネーターが事前訪問するなどし、実際に支援していくやすらぎ支援員を選定し調整を行います。（派遣先や対応の希望時間等により、登録しているやすらぎ支援員とのマッチングの結果、派遣に対応できない場合もあります。）
- ③ 利用は概ね週 1 回 1 時間半程度を目安とします。
- ③ やすらぎ支援員の派遣について、ご本人やご家族の利用料負担はありません。

4 やすらぎ支援員の活動内容

認知症サポーターステップアップ講座を修了するなど、認知症や認知症の方への接し方の知識を有し、訪問によるボランティア活動に意欲のあり、人と話をすることが好きな方を「やすらぎ支援員」として市に登録し、ご自宅や外出先へ派遣します。

やすらぎ支援員は、ご本人の見守りのほか、ご本人やご家族の話し相手、相談相手となり、ご本人やご家族がひとときのやすらげる時間を持てるよう支援します。

※ やすらぎ支援員の活動により知り得た情報は、外部に漏れることはありません。